

引っ越しするときには 各種手続きをお忘れなく

- 3月下旬から4月上旬にかけては、窓口が大変混雑します。届出はお早めに。
- お住まいの区に関係なく、どの区役所でも手続きができます。
- 午前8時半～10時と午後3時～5時は比較的混雑が少ない時間帯です。

4月以降は一部の出張所

(大江、秋津、東部、花園、南部、飽田、北部)で
手続きができなくなります。(5ページ参照)

特に区役所の待ち時間が長くなることが予想されますので
ご注意ください。

市外へ転出するときの主な手続き

内容	必要なもの	手続場所	
チェック 転出届	転出予定日の約2週間前から届出 (転出証明書をお渡しします)	・本人確認書類 ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード(交付を受けた方のみ)	区役所区民課 総合出張所、出張所
国民健康保険・後期高齢者 医療制度に加入している方	被保険者証の返却 学生の方には、学生用の保険証を交付しますので、在学証明書、入学を証明するもの(入学金の領収証など)もお持ちください。	・印鑑 ・被保険者証 ・個人番号カード(お持ちの方のみ)	区役所区民課 総合出張所、出張所(国保のみ)
各医療費を受給している方 (①子ども ②ひとり親家庭等 ③重度心身障がい者)	受給者証の返却 必要書類などを事前に転出先にお問い合わせください。	・受給者証 ・②は印鑑	①②区役所保健子ども課 ③区役所福祉課 ①②③総合出張所
介護保険被保険者証を 持っている方	介護保険被保険者証の返却 要介護認定を受けている方には、介護保険受給資格証明書をお渡しします。	介護保険被保険者証	区役所福祉課、総合出張所、出張所
国民年金に加入している方	転出先で手続き(海外へ転出するときは事前に区役所区民課へ)	・印鑑 ・年金手帳	転出先の各市区町村窓口
公的年金を受給している方	転出先で、住所変更届を各支払者(国民・厚生・船員年金は日本年金機構)へ提出		
児童扶養手当を受給している方	転出届を提出 必要書類などを事前に転出先にお問い合わせください。	・印鑑 ・児童扶養手当証書	区役所保健子ども課、総合出張所
児童手当を受給している方	受給事由消滅届を提出	・印鑑	区役所保健子ども課、総合出張所
犬を飼っている方	熊本市の鑑札を持って、転出先の担当部署で、登録変更の手続き(無料)		動物愛護センター(☎096-380-2153)
上水道、下水道	最後に使用する日の4～5日前までに検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認のうえ電話または、ホームページで手続きをしてください。詳しくは、上下水道局ホームページ(http://www.kumamoto-waterworks.jp)へ。 料金課お客様センター(☎096-381-1118)		
小・中学生(市立)	在学していた学校が発行する在学証明書・教科用図書給与証明書を転出先の担当部署に提出 詳しくは、学務課(☎096-328-2716)へ		

市内間で転居するときの主な手続き

内容	必要なもの	手続場所	
チェック 転居届	転居した日から14日以内に届出 (転居前には受付できません)	・本人確認書類 ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード(交付を受けた方のみ)	区役所区民課、総合出張所、出張所
国民健康保険・後期高齢者 医療制度に加入している方	被保険者証の住所変更	・印鑑 ・被保険者証 ・個人番号カード(お持ちの方のみ)	区役所区民課、総合出張所、出張所
各医療費を受給している方 (①ひとり親家庭等 ②重度心身障がい者)	受給者証の住所変更	・受給者証 ・①は印鑑	①区役所保健子ども課 ②区役所福祉課 ①②総合出張所
公的年金を受給している方	住所変更届を各支払者(国民・厚生・船員年金は日本年金機構)へ提出 (住所変更届は、区役所区民課、総合出張所、出張所にあります)		区役所区民課、総合出張所、出張所 熊本西年金事務所
児童扶養手当を受給している方	転居の届出	・印鑑 ・児童扶養手当証書	区役所保健子ども課、総合出張所
犬を飼っている方	登録の住所変更を届出		動物愛護センター(☎096-380-2153)
上水道、下水道 (井戸水、温泉水、雨水使用の場合は下水道使用となります)	最後に使用する日の4～5日前までに検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認のうえ電話またはホームページで手続きをしてください。転居先では、玄関前(郵便受け)にある使用申込書を郵送するか電話、またはホームページで手続きをしてください。詳しくは上下水道局ホームページへ。 料金課お客様センター(☎096-381-1118)		
小・中学生(市立)	在学していた学校が発行する①在学証明書と②教科用図書給与証明書を転居届の際に持参。③転入学通知書を受け取り、①～③を新しい学校に提出。すでに転居届の提出を済ませている場合は、①と②を持って学務課(☎096-328-2716)へ。(新しい学校を指定します)		

市外から転入する方は

在学していた学校が発行する
①在学証明書
②教科書用図書給与証明書
を持って、住民異動届を行う。
③転入学通知書を受け取り
①～③を新しい学校に提出。
(転校前に住民異動届を済ませている場合は、①②を持って学務課へ)

住民異動届に伴う手続きのために 区役所窓口を4月2日(日)に臨時開設します (お住まいの区に関係なく、どこの区役所でも手続きができます)

時間：午前8時半～午後5時15分

開設窓口：すべての区役所の区民課、福祉課、保健子ども課

※公的個人認証サービス、パスポート申請の受付、その他、関係機関への確認が必要なものなど、取り扱えない業務もあります。
※総合出張所、出張所は開設しません。

区役所の各課の電話番号は22～26ページをご覧ください。詳しくは、担当課へ。